

アスベスト公害対策に関する申し入れに対する回答

(一) 厚生省としては、従来から、アスベストを含む産業廃棄物の処理に当たって、廃棄物処理法に定める収集、運搬及び処分所定の基準が遵守されるよう指導を行い、また、ペーパーパウダーについて、アスベストが混入していない原料を使用するよう関係業界を指導するとともに、品質をより一層向上させるため専門家よりなる検討会を設け、統一的な規格及び試験方法を作成すべく検討する等所要の対策を講じているところである。

さらに今後は①アスベストを含む廃棄物が大量に廃棄される場合等必要が認められる場合においては、関係省庁や地方公共団体と連絡を取りつつ、適正な処理方策を検討すること②建築物の室内環境については、現在のところ、特殊な例を除いて健康障害を起こすようなアスベストの飛散が生じているという報告は受けていないが、建築物におけるアスベストの使用形態とその環境への影響等について調査研究を行っていくこと等の対策を講じてまいりたい。

(二) アスベスト粉じんの吸入による疾病の状況全体は把握していないが、昭和五十一年度から六十年間までの十年間における労災認定件数は、労働省の統計によれば、石綿による肺がん三十五件、石綿による中皮腫九件であると聞いている。

また健康調査と医療対策については、ハイリスク者を中心とした健康調査等については労働省において、一般環境大気中のアスベストモニタリングについては環境庁においてそれぞれ実施されており、それらの結果も踏まえて慎重に対処してまいりたい。

(三) アスベストを使用した魚の焼き網及びドライヤーの製造は業界において既に中止していると聞いており、ペーパーパウダーについては(一)で述べたようにアスベストが混入していない原料を使用するよう指導したところであって、アスベストの使用の表示を義務づけるという考えはない。